

				の場合(土地改良法第56条)							
農協共済仲裁委員会	民間団体型(全国共済農業協同組合連合会の内部に設置)	農林水産省	平成29年	農協共済契約又は再共済契約に関する紛争	仲裁	仲裁委員(大学教授、弁護士、医師等の学識経験者で構成)	0件	N. A.	非公開	全国共済連の事業費	有料(委員日当(5,000円×出席委員数×開催日数)を当事者双方で1/2ずつ負担)
都道府県農業協同組合中央会全国農業協同組合中央会	民間団体型	農林水産省	昭和29年	農業協同組合及び農業協同組合連合会に関する紛争(農業協同組合法第73条の22第1項第4号)	調停	中央会会長	0件	N. A.	N. A.	会員からの賦課金	無料
(社)ジェイエイバンク支援協会・全国JAバンク相談所	民間団体型(公益法人)	農林水産省・金融庁(共管)	平成13年	農協系統金融機関の取引等に関する紛争	苦情処理、相談	協会職員	36件(平成13年度第1～第3四半期)	N. A.	非公開	会費	無料
森林共済仲裁委員会	民間団体型	農林水産省	平成7年	森林災害共済契約に関する紛争	仲裁	仲裁委員(大学教授、弁護士等の学識経験者で構	0件(累計)	N. A.	特に行っていない	全国森林組合連合会の事業費	有料(委員手当等を当事

						成)					者双方で負担)
日本商品先物取引協会	民間団体型(商品取引所法の認可法人内に設置)	農林水産省・経済産業省(共管)	平成11年	商品先物市場における取引の受託に関する紛争	苦情処理、相談、調停	あっせん・調停委員会は、弁護士、法律学者等の学識経験者で構成。斡旋は1名、調停は3名又は5名(申出金額による)。	斡旋:65件(うち調停移行は11件)苦情処理:371件	斡旋:約6ヶ月 調停:約4ヶ月	契約者への事前書面交付。HP、新聞広告への掲載、消費者センターとの情報交換	会員企業からの会費収入	無料
経済産業省・商務情報政策局消費経済部消費経済対策課消費相談室	行政型(経済産業省組織規則に基づき設置)	経済産業省	昭和50年	経済産業省が所管する一般消費者の利益の保護に関する法令及び物資、役務に関する消費者相談	苦情処理、相談	相談員(消費生活アドバイザー)	9,840件	N. A.	HP、消費者相談報告書等	政府予算	無料
(社)国際商事仲裁協会	民間団体型(公益法人)	経済産業省	昭和28年	国際・国内商事紛争	仲裁(他に外国企業からの苦情処理も実施)	仲裁人(資格要件はない。弁護士、大学教授が多いが、実業家の場合もある。)	9件	約1年半	HP、機関誌、フォーラム、説明会等	手数料収入他	有料(仲裁料金及び仲裁人報酬金)
化学製品PL相談センター	民間団体型(公益法人である)	経済産業省	平成7年	化学製品(化粧品、医薬品、建材等を除く、日常生活用品及び中間原料、汎	苦情処理、相談、斡旋	センター職員	864件(事故・品質関連226件)	N. A.	HP、活動状況報告書等	(社)日本化学工業協会からの拠出金	無料